

< 関係法令 >

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】（抜粋）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例】（抜粋）

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の発生の抑制、生じた廃棄物の再利用等により廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報の提供等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、包装の過剰な使用の抑制、簡易な包装の選択等により、廃棄物の発生の抑制に配慮した包装の使用を推進するとともに、再利用が可能な包装、容器等の使用、使用後の包装、容器等の回収等により、包装、容器等の再利用の推進に努めなければならない。
- 5 前四項に規定するもののほか、事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

（事業者に対する指示）

第十一条 市長は、事業活動に伴い市規則で定める量の一般廃棄物を発生させる事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及びその方法その他必要な事項について指示することができる。

【宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則】（抜粋）

（多量の一般廃棄物）

第一条の三 条例第十一条の市規則で定める量は、概ね一日当たり百キログラムとする。

【宇部市事業系一般廃棄物の減量化等に関する要綱】（抜粋）

（特定事業所）

第7条 市長は、店舗、事務所、旅館（ホテル）、興行場、百貨店、学校その他の用途に供される延べ床面積が500㎡以上の事業所のうちから、著しく多量の事業系一般廃棄物を排出するものを特定事業所として指定することができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、延べ床面積が500㎡未満の事業所を指定することができる。

2 特定事業所の事業者は、当該事業所から発生する事業系一般廃棄物の資源化・減量化に関する計画書（別記様式）を作成し、毎年1回、市長に提出するものとする。

3 前項の計画書に記載した事項に変更があったときは、当該計画書を提出した事業者は、遅滞なくその旨を市長に届け出るものとする。

【宇部市ごみ減量等優良事業所認定制度実施要綱】（抜粋）

（資源化・減量化計画書の提出）

第10条 優良事業所の認定を受けた事業所等は、毎年度事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書を提出しなければならない。